

議案第125号

松阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正  
について

松阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年松  
阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年11月27日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改  
正する条例

松阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年松  
阪市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「松阪市長」を「松阪市議会議員及び松阪市長」に改める。

第1条及び第2条中「松阪市長」を「松阪市議会議員及び松阪市長」に改める。

第4条中「通じて、」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

第5条中「枚数が、」の次に「選挙の区分に応じ」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙運動用  
ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告  
示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示され  
た選挙については、なお従前の例による。